

資 料

# 成年年齢の引下げ—満 18 歳で何が変わるの？

鳥谷部 茂

## I はじめに

### 1 未成年者等の契約

高校生（中学生）や大学新入生等の生活に身近な事例、すなわち未成年者等による契約等を中心に、民法改正前と改正後の該当個所を概観し、法律の意義と課題を考える<sup>(1)(2)</sup>。

### 2 学習の視点

- ①成年年齢が 2022 年 4 月 1 日から満 18 歳に引き下げられる。それはなぜか。
- ②法の仕組みを考える→日常生活から社会がどのようなルールで成り立っているかを考える。
- ③成年者と未成年者の法的責任→未成年者はどのように保護されているか。それはなぜかを考える。

---

(1) 高校 3 年生の多くは、誕生日で満 18 歳となり、成年者と未成年者が混在することとなる。両者（成年者と未成年者）は、どちらも親権者の同意が不要な場合、親権者の同意を必要とするケースで未成年者と成年者に分かれる場合、どちらも 20 歳まで法律で禁止される場合の 3 つの場合に区分される。高校生本人がこの区別を自覚していないと、トラブルに巻き込まれたり、又は自らトラブルを引き起こすことになりかねない。

(2) 大学新入生については、新入生歓迎会、ゼミ、研究室、サークル等の歓迎会・懇親会における飲酒の問題がある。満 18 歳で成人にはなるが、民法等の改正後も、未成年者喫煙禁止法（「二十歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」に改名）で飲酒等は満 20 歳まで禁止されている。現在でも、未成年者である大学生が急性アルコール中毒等により、2018 年 3 名、2017 年 2 名、2016 年以前は毎年 1 名程度死亡例が明らかになっている。新入生が成年になったということでさらに増加することが危惧される。

**【問 題】**

以下のAがBとの間で、親権者の同意を得ることなく、次のような契約等を締結した場合、AとBの間にどのような法律関係が生ずるのでしょうか。

- (1) 満 17 歳のAがB書店で参考書・ノート等を買う契約を締結した場合。
- (2) 満 17 歳のAが祖父Bから学業資金として 200 万円の贈与を受ける契約を締結した場合。
- (3) 満 18 歳の男女が結婚をする場合。
- (4) 満 19 歳の者がお酒やタバコを購入する場合や競馬・競輪の券を購入する場合。
- (5) 満 17 歳のAがB電気器具店から 20 万円のパソコンを購入する契約を締結した場合。この代金の支払いについてC信販会社と割賦払契約（月額 2 万円 10 回払い）を締結した。Aは、この契約を解消したい。Aは、20 万円の売買代金を支払わなければならないか。

また、この場合においてAがパソコンを受領した3カ月後に契約を取り消したとき、Aは、誰にどのような責任を負うか。

(1) 日用品を購入する

未成年者      売買契約      書店

A \_\_\_\_\_ B

①満 17 歳の未成年でも法律上有効な売買契約ができるのでしょうか？

(2) 未成年者が贈与を受ける

未成年者      贈与契約      祖父

A \_\_\_\_\_ B

②Aは満 17 歳の未成年でも法律上有効な贈与契約ができるのでしょうか？

(3) 満 18 歳で結婚をする

A男 \_\_\_\_\_ B女

③満 18 歳のA Bは法律上有効な婚姻ができるのでしょうか？

(4) 満 19 歳でお酒や競馬等をする

A \_\_\_\_\_ B

④満 19 歳のAはお酒、タバコ、競馬・競輪をできるのでしょうか？

- (5) 未成年者が高価な契約をする ⑤ 満 17 歳の A は 20 万円を払わなければならないでしょうか？
- 未成年者 売買契約 電気器具店  
A \_\_\_\_\_ B ⑥ 満 17 歳の A が B C との契約を取り消したら、支払った代金を全額返してもらえるでしょうか？
- 割賦払契約 信販会社  
A \_\_\_\_\_ C ⑦ パソコンは返さなければならないか。3 ヶ月使用して中古になったが弁償しなくて良いでしょうか？

## II 民法改正の理由

成年年齢を満 18 歳に引き下げる民法改正法は、2018 年 6 月 13 日に成立し、2022 年 4 月 1 日から施行される。改正の理由としては、以下のようなものがあげられている。

- (1) 現在、少子高齢化が急速に進行しており満 18 歳から 19 歳の若者の社会参加を促す観点からも、1 人前の大人として扱うことが適当である（自己決定権の尊重）。
- (2) 現在満 18 歳から 19 歳の者も、何らかの形で就労（約 8 割がアルバイト等）をしており、単独で契約することができることが経済活動にとって便宜であり、実態に合致する（社会の大きな活力）。
- (3) 諸外国では選挙権年齢を引き下げ、成年年齢も 18 歳に引き下げている（G7 諸国では日本のみ）。
- (4) 高校進学率が 98 パーセントを超えており、学習指導要領の改訂により消費者教育、法教育、金融経済教育の取扱いが充実してきている<sup>(3)</sup>。

ただし、社会経験が乏しいので消費者トラブルが若年化するおそれがあり、これに対する十分な教育活動と被害対策が必要である<sup>(4)</sup>。

### Ⅲ 民法改正後の未成年者（満 18 歳未満）と成年者（満 18 歳以上）

#### 1. 年齢による区分・成年年齢引下げ

##### (1) 公法と私法

①公法 国民・市民と国家の権利義務関係を定める公法では、公職選挙法が改正され、2016年6月19日に施行された。満18歳以上の者に国政選挙権、地方選挙権が与えられた。少年法適用年齢引下げについては、法制審議会で検討中。

②私法 市民と市民（会社・事業者を含む）の間の権利義務関係を定める私法では、前述のように、成年年齢を満18歳に引き下げることとなった。

##### (2) 民事責任<sup>(5)</sup>

①意思能力→自己の行為の結果を判断できる能力（事理弁識能力）→7～10歳以上。したがって、幼稚園児などは、原則として、1人で有効な契約を締結できない。本人は法的責任を負うこともない。責任は監督義務者が負う（民法713条、714条）。

---

(3) 学習指導要領が改訂されても、実施については受験科目が優先となり、法教育等が充実しているかどうか疑問がある。日本弁護士連合会は、2016年2月及び2017年2月に成年年齢引下げには慎重であるべきとの意見を公表していた。辺見紀男＝武井洋一＝山田美代子編著『民法成年年齢引下げが与える重大な影響』8頁（清文社、2017年）参照（以下、辺見ほか『重大な影響』と略す）。

(4) 本法の制定に当たって、参議院の附帯決議が付されている。その主要なものとして、若年成人の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備をおこなうこと、若年成人の保護のために所轄官庁による違反事業者に対する処分などの執行の強化を図ること、自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量ともに充実するという観点から各教育機関において実践的な消費者教育の実施、対応教員等の充実、啓発活動の実施、そのための十分な予算措置を講ずること等が挙げられ、格別の配慮をすべきであるとされた。笹井朋昭＝木村太郎編著『一問一答 成年年齢引下げ』165頁（商事法務、2019年）参照（以下、笹井ほか『一問一答』と略す）。

(5) 市民と市民又は市民と法人（事業者や会社等）の間で生ずる契約違反や不法行為による損害賠償責任や諸権利の存否帰属に関する法律関係をいう。

②制限能力者制度→未成年者（満 18 歳未満）等を制限能力者と呼ぶ。事理弁識能力はあるので一定の責任を負うが、1 人で完全に有効な（取消されることのない）法律行為ができる能力（行為能力）を有しない。制限能力者が親権者（法定代理人）の同意を得ずに行った法律行為を取り消すことができる制度。制限能力者には以下の者が含まれる。i 未成年者（満 18 歳未満）（4 条、5 条 2 項）（2022 年 4 月 1 日施行）、ii 成年被後見人（7 条、9 条）、被保佐人（11 条、13 条 4 項）、被補助人（15 条、17 条 4 項）。

## 2. 改正前から未成年者でも親の同意が不要な場合

(1) 負担を伴わない贈与等で、単に権利を取得し、義務を免れる法律行為（5 条 1 項ただし書き）

(2) お小遣い等親が処分を許した財産に関する法律行為（5 条 3 項）

(3) 営業を許されたその営業に関する法律行為（第 6 条）

(4) 旧法では結婚した未成年の夫婦は、成年に達したものとみなすとの成年擬制があり法律行為に親権者の同意が不要であった（753 条）。改正によって削除された。ただし、経過規定がある。2006 年以降に生まれており、2022 年 4 月 1 日までに 16 歳に達した者は、2024 年 3 月 31 日まで、親の同意を得た場合には婚姻することができる。

## 3. 成年年齢引下げ後の民事責任

満 18 歳の誕生日で行為能力者（成年）となる。それまでの親の親権、監督義務、扶養義務（養育費）等も消滅する（詳細は後述 V 3 を参照）。上記 2. 以外の法律行為については、満 18 歳に達したときは、親権者（法定代理人）の同意を要することなく単独で法律行為（契約）を行うことができる。したがって、親権者の同意がないことを理由に契約を取消すことはできない。自己の締結した契約について法的責任を負うことになる。車や建物を購入する、株式や証券を購入するなどを自己責任で行うことになる。男女とも満 18 歳で婚姻をすることができることとなった（成年擬制は削除されたが経過規定がある）。

#### 4. 成年年齢引下げ後の例外

満 18 歳で成年になるが、以下の事項については、健康上の理由等から満 20 歳まで禁止される。

- (1) 満 20 歳まで喫煙が禁止される。
- (2) 満 20 歳まで飲酒が禁止される。
- (3) 満 20 歳まで競馬・競輪などのギャンブルが禁止される。
- (4) その他<sup>(6)</sup>

### IV 制限能力者・相手方の保護

#### 1. 制限能力者側からの取消権

(1) 制限能力者又は法定代理人は、親権者の同意を得ていない契約を取り消すことができる（5条2項）。制限能力者を保護するため。取り消されるまで契約は有効なまま存続する。

(2) 取消しによって契約は最初に遡って効力を失う→遡及効（121条）。取消し後は、互いに受領したものの返還義務を負うことになり（121条の2第1項→原状回復義務）、相手方の返還と同時履行の関係に立つ（民法533条）が、制限能力者は、現存利益の範囲で返還義務を負う（121条の2第3項）。現存利益は、原則として、制限能力者が受けた利益が現存している限度でのみ返還すれば足りる<sup>(7)</sup>。

(3) 取消しの期間（126条）→取消権は、追認できる時から5年間で時効消滅、契約の時から20年間で消滅する。

#### 2. 相手方の保護

---

(6) 改正後も満 20 歳が維持されるものに、モーターボート競争法、児童福祉法、国民年金法などがあり関係法律によって定められている（笹井朋昭「成年年齢引下げ等を内容とする民法一部改正法の概要」法律のひろば 71 巻 10 号 6 頁（2018 年）、笹井ほか『一問一答』99 頁、辺見ほか『重大な影響』序文等参照。

未成年者と取引をした相手方に対しても対抗策が規定されている<sup>(8)</sup>。

(1) 相手方の催告権 (20 条) →相手方は、行為能力者 (未成年者が成年となった者) や法定代理人に対して契約取消しか追認かを催告することができる。相手方からの催告に対しては、未成年者や成年被後見人は追認することができない。

(2) 制限能力者の詐術 (21 条) →制限能力者は、契約を締結する際に行為能力者であることを信じさせるために詐術 (偽造した免許証・住民票・法定代理人の同意書等) を用いたときは、その契約の取消しができなくなる。詐術その他に該当するか否かについて、次のような裁判例がある。

### 3. 裁判例

【1】最判昭和 44・2・13 民集 23 卷 2 号 291 頁→無能力者が、無能力者であることを黙秘していた場合でも、他の言動とあいまって、相手方を誤信させ、誤信を強めたときは詐術に該当する。ただし、単に無能力者であることを黙秘しただけでは詐術に当たらない。

【2】茨木簡裁判昭和 60・12・20 判例時報 1198 号 143 頁→大坂道頓堀路上でキャッチセールで勧誘された会社員 A (契約当時満 18 歳・女性) は、本件化粧品購入契約 (代金 16 万 5 千円) を締結したがその署名の際 18 歳であることを告知したところ、従業員 B から満 20 歳と記載するように指示されその指示に従った。その場で販売会社 C に 1 万 5 千円を支払い、残金は D 信販会社

(7) 原則として、契約がなかった元の状態 (原状) に戻し、返還義務を負うのが原状回復義務である。これに対して、例外的に、制限能力者等は、相手から受領したものが価値として現存する場合 (受領した代金が一部残っている場合や授業料や家賃として支払った場合は、その分の預金等を取り崩さなくても良かったことになるので価値が現存していることになる)、すなわち現存利益に限り返還義務を負う。この制度を悪用する場合は別の方法 (例えば権利濫用等) で排除されるべきである。

(8) 催告権や詐術については、我妻栄『新訂民法総則 (民法講義 1)』88 頁、91 頁 (岩波書店、1972 年)、近江幸治『民法講義 1 民法総則 (第 7 版)』76 頁 (成文堂、2018 年) など参照。

とクレジット契約を同様に B の指示に従って署名等を行い 1 万 4 千円を支払った。その後、A は両契約の取消しを主張したところ、本契約は A による詐術によるものであり、処分を許された財産にもあたるから取消しは無効であるとして、クレジット残金の支払いを何度も強く要求された。A は、C D に対して、内容証明郵便で契約取消しの意思表示を行い、債務不存在の確認及び既払代金の返還を求める訴えを提起した。

判決は、A は従業員の指示通りに年齢を記載しており詐術には当たらない、本件購入契約は A の経済的状況から処分を許された財産の使用に当たらない、両契約が取消された結果既払金は不当利得になるとして、A の C D に対する返還請求権を認容した。ただし、C に対しては受取った化粧品が残存する範囲での返還と支払済み代金の返還とが同時履行の関係（民法 533 条）にあるとした。

※ なお、割賦販売法の改正（第 30 条の 4）によって「抗弁権の対抗」が明文化され、1984 年に施行された。

## V 法的責任の意義と問題

### 1. 法的責任の意義

法的責任は、本人の判断能力に応じて負うものとされている。

- ①意思能力がない場合→満 7 歳未満の者は、一般的に、少し複雑になると善悪の判断ができない場合が多く、判断能力を有しない者に責任を課すことができない。幼児や重度の認知症高齢者などは意思能力を欠く。
- ②事理弁識能力がある場合→満 7 歳以上 12 歳未満の場合は、一般に、物事の善悪を判断することができるが、必ずしも自分の行為によってどのような結果が生じるかを判断する能力を有しない。事理弁識能力を有することから一定の場合に責任を負う。
- ③責任能力（不法行為能力）→満 12 歳以上の者は、物事の善悪を判断するこ



とができ、自分の行為によってどのような結果が生じるかを判断することができるが、必ずしも十分な対応ができる能力までは有しない。

④行為能力を欠く場合→不法行為の場合は上記③と同様である。旧法では、一般論として、満 20 歳以上の者を 1 人で完全に有効な法律行為ができる者とし、行為の結果を予見し対応することができる能力のことを行為能力と呼んできた。改正法は、18 歳未満の者を、行為能力を欠く制限能力者として、親権者の同意を要することとし、満 18 歳以上の者を行為能力者とした。

## 2. 責任の帰属

契約の合意に違反するか（契約責任）又は自己の不注意によって相手方に損害を与えた場合（不法行為責任）には、法的責任が発生する。満 18 歳以上の場合、行為能力者として、本人が直接相手方に対して損害賠償責任を負う。

前述 1. ①のように、意思能力を有しない者が行った損害については、親権者や幼稚園の経営者等の監督義務者が責任を負う。

同②の場合は、事理弁識能力があり、消極的な責任として、過失相殺能力はある（自分と相手方の過失によって損害が発生した場合に自分の過失の割合に応じて請求できる額が減額される）とする。

同③の場合は、責任能力があるので、積極的な損害賠償義務を負うが、実際上は親権者の監督義務違反と共同で責任を負う。

同④の場合は、法律行為について、満 18 歳未満の者は、親権者の同意があれば取り消すことのない契約等となるが、同意がない場合には法律行為を取り消すことができ、契約の拘束力から解放される。

## 3. 親権、監督義務、扶養義務（養育費等）の終了の問題

成年年齢が 18 歳に引下げられることによって、高校 3 年生や卒業生・大学新入学生等に対して、自己の法的地位がどのように変わったのか、個々の行為についてどのような対応が必要かを理解する機会が十分に与えられているのだろうか。附帯決議にあるように、若年成人に対する教育環境などが整っ

ているかどうかが問題である。すでに、参議院の附帯決議については脚注 4 でも言及した。

- ① 満 18 歳後に結んだ契約は、民法上取り消すことができなくなる。
- ② 若年成人の消費者トラブルが一層増加することが予想される。最近の消費者トラブル相談数は 18～19 歳よりも 20～22 歳が多く、既払金額も高額となっている<sup>(9)</sup>。
- ③ 消費者教育の推進・充実が喫緊の課題である。
- ④ 子供が満 18 歳になると同時に、親権者の親権が終了する。その結果、扶養義務も終了し、監督義務も消滅する。とくに、高校卒業生や大学新入生等に対する親の義務がなくなり、生活費や授業料などの支援が希薄になる可能性がある。若年者の自立を支援する公的な措置（人的、制度的、経済的措置）を講ずる必要がある<sup>(10)</sup>。

## VI 【問題】 へのまとめ（回答例）

1. A B 間で売買契約が有効に成立する。処分を許した財産にあたる時は、親権者の同意が不要であり、取消しができない（民法 5 条 3 項）。
2. A B 間の贈与契約は、A に利益のみがあるから民法 5 条 1 項のただし書で親権者の同意が不要であり、取消しができない。ただし、贈与に負担（労務提供や租税等）が伴う場合は、親権者の同意が必要である。
3. 満 18 歳の男女は、改正法では、親の同意がないことを理由に婚姻を取り消されることはない（民法 4 条）。
4. 満 19 歳の者は、二十歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律第 1 条により満 20 歳まで飲酒が禁止される。

---

(9) 辺見ほか『重大な影響』36 頁以下参照。

(10) 辺見ほか『重大な影響』63 頁、74 頁以下参照。大学と新入生の父母等後援会との関係も希薄となることが懸念される。

5. 満 17 歳の A は、原則として、A C 間の売買契約が親権者の同意を得ていないことを理由に本件売買契約を取り消すことができる (民法 5 条 2 項)。

- ・ A は、C との契約を取り消したときは、D との割賦払契約についても同様の事由を主張することができる (割賦販売法 30 条の 4 — 抗弁権の対抗)。
- ・ A は、C D に取消しの意思表示をすることにより、C に対してパソコン (中古の状態での現存利益) の返還と引換えに支払った代金の全額返還を請求できる (民法 121 条の 2)。D に対しては、取消しの意思表示により債務不存在確認の訴え及び不当利得返還請求の訴えを提起することができる。

## Ⅶ 充実した社会生活—被害予防・救済

### 1. 予防

・法改正は、満 18 歳に達した者が大人として社会・経済活動に参加でき、充実した生活を営むことを目的としている。しかし、満 18 歳になった若年成人は、親権者に相談したり同意を得る必要がなくなったので、多くの悪質業者は、不当勧誘等のターゲットにする可能性がある。

・振込詐欺 (オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺、融資保証金詐欺)、その他の特殊詐欺がはびこっている。若者がアクセスしやすいことから、SNS サイト使用料金の不当請求、「お試し」定期購入請求、サプリメント代金請求、仮想通貨不当請求、宅配買取請求、コンビニ電子マネー騙取などの被害が多発している。また、財産のない方でも、クレジット詐欺、保証人詐欺などで家族や親戚等に被害が広がる恐れがある。

・その他、簡単に儲けられるなどのセールストークで悪質商法の受け子や融資詐欺に巻き込まれることが多くなっている。

### 2. 救済

・相談する→まず身内の方に相談する。又は消費者センター (県・市・町の

消費者センター）に電話連絡をする。専門家（弁護士、司法書士等）の無料相談を利用する。

・消費者センターや専門家を通じて迅速な対応をした場合、消費者契約法や振込詐欺救済法などにより、業者から支払代金の返済を受けられたり、振込先の口座を凍結し被害回復分配金の支払いを受ける手続きが用意されている。

※ 満 18 歳以上の者は、親の同意なく経済活動ができる反面、責任（自己責任）も重くなることになる。

### <参照条文>

#### 民法

**第四条（成年）** 年齢十八歳をもって、成年とする。（2022.4.1 施行）

**第五条（未成年者の法律行為）** 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

**第六条（未成年者の営業の許可）** 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

**第二十条（制限行為能力者の相手方の保護）** 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限

を受けない者をいう。以下同じ。) となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

**第二十一条 (制限行為能力者の詐術)** 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

**第一百二十条 (取消権者)** 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者 (他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。) 又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

**第一百二十一条 (取消しの効果)** 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

**第二百一十一条の二（原状回復の義務）** 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、旧受けた当時その行為が無効であることを知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

**第二百二十六条（取消権の期間の制限）** 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

**第四百十五条（債務不履行による損害賠償）** 債務者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因および社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

**第七百三条（不当利得の返還義務）** 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

**第七百九条（不法行為による損害賠償）** 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

**第七百三十一条（婚姻適齢）** 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。（2022. 4. 1 施行）

**第七百三十五条（婚姻による成年擬制）** 未成年者が婚姻をしたときは、これ

によって成年に達したものとみなす (削除) (2022. 4. 1 施行)

**消費者契約法第一〇条** 民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法 1 条 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

変更なし

**二十歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律第一条** 二十歳未満の者は、酒類を飲用することを得ず。

**二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律第一条** 二十歳未満の者は、煙草を喫することを得ず。

**競馬法第二十八条** 二十歳未満の者は、勝馬投票権を購入し、又は譲り受けてはならない。

**自転車競技法第九条、小型自動車競走法十三条、モーターボート競走法十二条** も同じ。